

公立大学法人長野県立大学と長野市との連携に関する協定書

公立大学法人長野県立大学（以下「長野県立大学」という。）と長野市（以下「市」という。）は、次のとおり相互の連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、相互が有する資源及び研究成果等を活かし、文化、産業、教育、学術等の分野における交流、連携及び協力を通じ、地域の振興及び発展、教育研究の充実並びに人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 相互は、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 地域文化の振興に関すること。
- (2) 地域産業の振興及びまちづくりに関すること。
- (3) 食及び健康に関すること。
- (4) 教育及び保育の推進に関すること。
- (5) 生涯学習の推進に関すること。
- (6) 地域の発展に係る共同研究の推進に関すること。
- (7) インターンシップ等の現地学習に関すること。
- (8) 施設等の利用に関すること。
- (9) その他相互が必要と認める事項に関すること。

（連携の推進）

第3条 前条に掲げる事項に係る連携及び協力の円滑に進めるため、相互に総合窓口を設置し、定期的な連絡調整等を行うとともに、必要があると認めるときは連携協議会を開催するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から締結日の属する年度の末日までとする。ただし、長野県立大学又は市のいずれからも別段の申し出がなされないときは、この協定は自動的に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 相互は、正当な理由なく、この協定に基づく業務で知り得た秘密及び関係者の個人情報等を第三者に提供もしくは漏洩し、又は第1条に規定する目的以外に利用してはならない。

2 相互は、この協定が前条の有効期間の満了等により効力を失った後も、前項の規定による秘密保持等の義務を負う。

（その他）

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、相互が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、長野県立大学、市が押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年7月10日

長野市三輪八丁目49-7
公立大学法人長野県立大学
理事長 安藤 国威



長野市大字鶴賀緑町1613番地
長野市
市長 加藤 久雄

